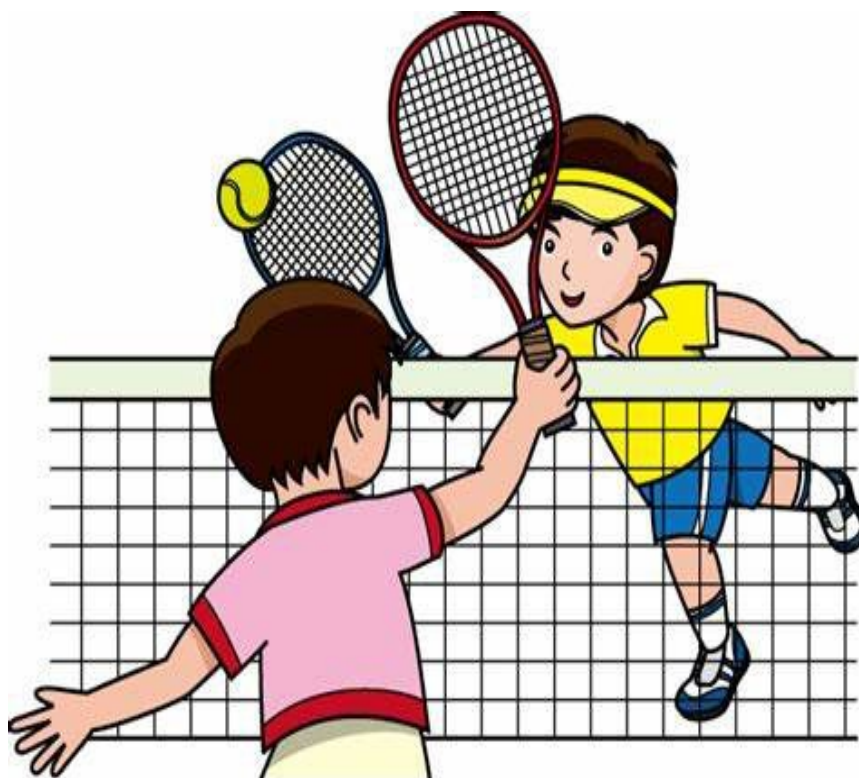


三重県シニアテニス連盟規約



2024年（令和6年）三重県シニアテニス連盟 改定発行

三重県シニアテニス連盟規約

2024年（令和6年）1月24日改定

第 1 章 総 則

- 第 1 条（名称）本連盟は「三重県シニアテニス連盟」（以下本連盟という）と称する。
- 第 2 条（事務所）
- 1 本連盟の事務所は会長の自宅に置く。
 - 2 本連盟は必要な地に支部を置くことができる。
 - 3 支部に関する必要な事項は別に定める。
- 第 3 条（目的）本連盟の目的は三重県下において、テニスを愛好するシニアの人々の親睦友好の輪を広げ、テニスを通じて心身の健康を維持増進し、生きる喜びと楽しみを共有し、もって地域社会でのスポーツ活動の普及・保健福祉に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 4 条（会員の資格）
- 1 会員は第3条の目的に賛同する者であり、当年度（1月1日から12月31日）中に満60才以上に達する男子ならびに満50才以上に達する女子で本連盟に入会が承認されたものとする。
- 第 5 条（入会）
- 1 会員として希望する人は会員の紹介又は直接地区幹事に申し出て、別に定める入会申込書に記入の上、地区担当幹事が入会手続きを行う。
- 第 6 条（会費）
- 1 会員は定められた会費を納入しなければならない。
- 第 7 条（退会）
- 1 会員が退会しようとするときは、文書又は口頭で地区幹事に申し出る。地区幹事は総務に連絡し名簿から除籍を依頼する。
 - 2 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡し又は失踪宣言を受けたとき。
 - (2) 会費を納入しないとき。
- 第 8 条（除名）
- 1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を得てこれを除名することができる。
 - (1) 本連盟の規約に違反したとき。
 - (2) 本連盟の名誉を毀損したとき。
 - (3) 本連盟の目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に通知するとともに、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 第 9 条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）
- 1 会員が第7条、第8条の規定により資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
 - 2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品等は返還しない。

第 3 章 役 員

第 10 条（役員とその業務）

- 1 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
常任幹事	若干名
幹 事	若干名
監 査	2名
相談役	若干名
- 2 会長は本連盟を代表し、その会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその業務を代行する。
- 4 常任幹事は会長の指示を受けて本連盟運営の実務である「総務」「組織」「行事」「交流」「財務」「渉外」「広報」の委員会を主導して執行を行う。
- 5 幹事は、会員グループの「連絡」「情報収集」「報告」「会費収集」にあたり常任幹事を補佐し常任幹事事故あるときはその業務を代行する。
- 6 監査は年度末および随時会計経理の監査を行う。但し他の役員と兼務することはできない。
- 7 役員の変更にあたっては、役員会は役員推薦委員会（以下委員会という）の設置を審議し承認を経て委員会を構成する。委員会は地域性・会員構成を勘案して選出された役員候補者を役員会に推薦するものとする。
- 8 役員の任期は2ケ年とする。ただし再任を妨げない。
- 9 役員に欠員が生じたときは、会員中より後任者を選任し、その任期は前役員の残任期間とする。
- 10 役員は無報酬とする。但し役員会の決議を経て会議等に要する費用を支給して弁償することが出来る。

第 4 章 会 議

第 11 条（会議）

- 1 毎年第1回大会のときに総会を開く、総会は本連盟の最高議決機関とし、会長が招集する。役員3分の1以上の要請があったときは臨時総会を開かねばならない。総会の成立要件は会員の過半数の出席（ただし委任状を含む）を要するものとする。
- 2 役員会は総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、常任幹事、幹事で構成する。総会への付議事項を審議し、緊急事項を処理する。
- 3 総会および役員会の議決要件は、委任状を含む出席者の過半数とする。
- 4 常任幹事会は業務執行機関として、会長・副会長・常任幹事および必要に応じ関係する幹事で構成する。常任幹事会は随時会長が招集し所要の日常的業務を分担して執行する。なお必要な場合は役員会・総会に付議する議案の予備検討を行う。
- 5 幹事会は会長・副会長・常任幹事・幹事のほか必要に応じ相談役で構成し、主要行事毎に、また随時会長が招集し必要な事項を審議する。
- 6 総会・役員会・幹事会の議長は会長または副会長の1名がこれにあたる。
- 7 総会及び幹事会においては議事録を作成する

第 5 章 事 業

第 12 条 (事業)

本連盟はその目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 毎年度3回以上は「三重県シニアテニス連盟大会」を行う。この大会は三重県内の各地持ち回り開催を原則とする。
- 2 本連盟の会員は本連盟が主催・協賛する国内・国際大会及び親善交流等に参加することが出来る。
- 3 適宜に、役員名簿・役員会議事録を作成し幹事を通して会員に広報する。
- 4 その他役員会、総会等で提起され必要と決議された事業を行う。
- 5 事業年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日におわる。

第 6 章 会 計

第 13 条 (会計)

- 1 本連盟の運営費は、会員の年会費又は寄付金及びその他の諸収入により賄うものとする。
- 2 会員 年会費 千円
- 3 会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。
- 4 毎年、総会において会計報告を行なう。

第 7 章 名誉会長・名誉会員

第 14 条 (名誉会長・名誉会員)

- 1 本連盟に名誉会長および名誉会員をおくことができる
- 2 名誉会長は永年にわたり会長を務め本連盟の発展に寄与したもので顕著なる功績を残し、役員会の推薦により総会で推挙されたものとする。
- 3 名誉会員は永年にわたり役員を務め本連盟の運営と事業の遂行に務めたもので顕著なる功績のあるもので役員会の推薦により総会において推挙されたものとする。
- 4 名誉会長および名誉会員は本連盟の運営に関して会長の諮問に答え役員会に出席し意見を述べることができる。
- 5 名誉会長および名誉会員の任期は第10条8項の規定を準用する。
- 6 名誉会長および名誉会員の正会員の年会費は徴収しない。
- 7 名誉会長および名誉会員は満75才に達するものであること。

第 8 章 改定履歴

第 15 条 (付則)

- 1 本連盟の運営は本規約によるほか別に定める細則と内規による。
- 2 本規約は平成8年6月5日より施行する。
- 3 本規約は幹事相談役を一部改定して、平成8年7月8日より施行する。
- 4 本規約は語句を一部訂正しさらに弔慰、表彰の内規を追加して平成9年3月19日より施行する。

- 5 本規約は語句を一部訂正しさらに細則1（組織）および細則2（会費の納入等）を改定して、平成10年3月3日より施行する。
- 6 本規約は総会の成立要件、年会費等を改定し、さらに細則1および2（組織の項の役員氏名等）を修正し、平成12年1月28日より施行する。
- 7 本規約は平成13年1月1日より改定施行する。
- 8 本規約は平成18年1月26日より改定施行する。
- 9 本規約は平成19年1月23日より改定施行する。
- 10 本規約は平成21年1月27日より改定施行する。
- 11 本規約は平成28年2月9日より改定施行する。
- 12 本規約は賛助会員に関する事項を削除。細則2の2）一般会計、大会会計の氏名、住所等の記載を削除、スポーツ保険料の削除。その他語句を一部訂正し平成31年1月30日より改定施行する。
- 13 本規約は第10条4の「熟年」の語句を削除し令和6年1月24日より改定施行する。

細則及び内規

- 細則 1 三重県シニアテニス連盟の組織
本部所在地 会長宅
会長、副会長、常任幹事、幹事、監査、相談役で組織する。本連盟の役員名は会員名簿等にて公報する。
- 細則 2 会員の会費の納入等
1) 会費の納入については、記載欄に必要事項を記入した申込書に添え、年会費千円を地区幹事に払込み登録を依頼する。（記載事項の一部に訂正があった場合は、訂正事項内容を地区幹事経由で申し出る、年度更新の際も同様とする）
2) 地区幹事は申込書と年会費及びスポーツ保険加入者は保険料を会計担当幹事に送付する。
- 細則 3 総会・役員会の付議事項
1) 次の事項は総会付議事項とする。
1 年間行事計画およびその実績
2 行事予算および決算
3 規約本文の改定
4 役員の承認
5 その他会務運営上重要な決議事項
2) 次の事項は役員会付議事項とする。
1 会員名簿の改定・登録変更・組織の改訂等
2 総会付議事項の原案審議（役員候補者の選出を含む）
3 県内会員・団体等から提起された事項の検討
4 県市町等のテニス協会・体育協会・教育委員会・レクリエーション協会等との関連事項
5 その他会務運営上必要な細則・内規等の改定新定等
- 細則 4 役員推薦委員会（以下委員会という）の推薦基準と構成
1) 委員会の構成は次の通りとする。直前の会長、副会長及び地区から推薦されたもの（各地区3名）の12名とする。

- 2) 委員会は次に掲げる推薦基準に基づき役員候補者としての適正性を審議するものとする。
 - ① 本連盟の運営をつかさどるに適した識見と人格を有する人物。
 - ② 本連盟の運営を積極的に推進する管理能力に優れた人物。
 - ③ 会員に人望のある人物。
 - ④ 本連盟の発展に支援・協力いただく諸団体の情報に精通し強調できる人物。
- 3) 委員会には委員長1名・副委員長1名を置くものとし、互選により選出し会長がこれを委嘱する。
- 4) 委員会は会長の選出にあたって直前の常任幹事会に諮問し意見を聞くことができる。
- 5) 委員会は副会長の選出にあたっては既に推薦選出された会長に諮問し意見を聞くことができる。
- 6) 推薦選出された会長・副会長は委員会に陪席し意見を述べることができる。
- 7) 委員会の任務及び委員の任期は役員候補者名簿を会長に答申した時点を持って終了する。

付則

- (1) この細則は平成14年度から改定施行する。
- (2) この細則は平成19年度から改定施行する。
- (3) この細則は平成22年度から改定施行する。
- (4) この細則は平成28年度から改定施行する。
- (5) この細則は本部所在地を会長宅と改め平成31年度から改定施行する。

内規 1 「三重県シニアテニス連盟大会」の内容

「三重県シニアテニス連盟大会」は交流親睦を主とする大会と、優勝者を決める大会がある。後者の各種目優勝者は、次回の大会において同一種目では、同じペアードでのエントリーは出来ないものとする。

内規 2 「スポーツ安全保険」の加入

本連盟は団体として(財)スポーツ安全協会に登録しているため、会員は連盟に加入時に、原則としてこの安全協会のスポーツ安全保険(傷害保険・賠償責任保険)に加入するものとする。

内規 3 「弔慰に関する内規」

- 1項 (総則) 三重県シニアテニス連盟における会員の弔慰に関する事項はこの規定による。
- 2項 (適用) 本規定に於ける会員とは連盟規約第4条に規定する会員をいう。
- 3項 (手続き) 会員に本規定に該当する事項が発生した時は、担当幹事は速やかに連盟本部宛連絡すると共に、本部の指示により香典等の手配を行う。さらに葬儀の場合参列するに相当と思われる会員に連絡すること。
- 4項 (香典等) 会員本人が死亡の場合
 - (イ) 三重県シニアテニス連盟会長の名で喪主/相続人に次の御香典を供する。

[金 五千元]
 - (ロ) 連盟役員の内、少なくとも1名が会を代表して葬儀に参列する。

内規 4 「表彰に関する内規」

- 1項 (総則) 本連盟に永年貢献した会員に対する表彰及び本連盟の発展に協力と支援をいただいた諸団体に対する顕彰(以下「表彰等」という)に関する事項はこの規定による。
- 2項 (目的) 本規定は規約第3条(目的)を遂行する上で、顕著な功績を挙げた会員および諸

団体の表彰等を行い以て会員の意識・意欲の高揚に資することを目的とする。

- 3項 (適用) 本規定に於ける会員とは連盟規約第4条に規定する会員をいう。
- 4項 (種類) 表彰の種類は次に掲げるものとする。
- (1) 表彰状
 - (2) 感謝状
- これらは会長名の額縁入りとする。
- 5項 (選考基準) 前項に定める表彰等の選考基準は次に掲げる各号のいずれかに適合することを原則とする。
- (1) 諸官庁・日本体育協会・日本庭球教会・県レクリエーション協会等公共機関・団体等の表彰を受け、本連盟の名誉、社会的地位の向上に資したと認められた場合
 - (2) 本連盟に10周年以上在籍し本連盟の運営と事業の遂行に貢献し、その功績が顕著と認められた場合
 - (3) 本連盟の発展に永年協力と支援を頂いた団体・企業
 - (4) (2)の表彰の事由の原則は本連盟の役員又は地区役員としてすくなくとも2期4年以上の期間誠実に連盟の運営に寄与したるものとする。
- 6項 (表彰方法) 前項の表彰は本連盟会長名の額縁入りの表彰状を贈ることにより行う。

付則

- (1) この内規は平成9年度から施行する。
- (2) この内規は平成16年度から施行する。
- (3) この内規は平成18年度から施行する。
- (4) この内規は平成19年度から施行する。
- (5) この内規は平成21年度から施行する。
- (6) この内規は平成23年度から施行する。
- (7) この内規は平成28年度から施行する。
- (8) この内規は香典の金額改定と一部語句の訂正を行い平成31年度から施行する。
- (9) この内規は喜寿(満77歳男子)及び古稀(満70歳女子)の表彰を廃止する改定を行い令和6年1月24日から施行する。

以上